

ボールよけ転倒死と損害賠償（民法）

最一判平27・4・9裁判所時報1625号3頁

Brush up Point

本件は民法の事案であるが、日常的な行為（本件では、小学生が放課後に学校に設置されたサッカーのゴールへ向けてフリーキックの練習行う行為）のなかで起きた、予想できない事故（ボールが校庭のフェンスを越えて道路に転がり、道路を自動二輪で走行していた被害者がボールを避けようとして転倒・骨折し、事故から1年半後に肺炎で死亡した）については、事故時に直接監督をしていない両親が、「日ごろから危険な行為に及ばないように通常のしつけを行っていた」場合には、監督義務者である両親は、民法714条の損害賠償責任を負わないとされた。

I 事実関係

本件の事故は2004年に愛媛県今治市の公立小学校脇の道路で起きた。自動二輪車を運転して小学校の校庭横の道路を進行していたA（当時85歳）が、その校庭から蹴り出されたサッカーボールを避けようとして転倒して負傷し、足を骨折。認知症の症状が出て、約1年半後に肺炎で死亡した。

Aの権利義務を承継した遺族である被上告人Xら（原告、被控訴人、被上告人）が、2007年に、サッカーボールを蹴ったB（当時11歳）の父母であるYら（被告、控訴人、

上告人）に対し、民法709条又は民法714条1項に基づいて、約5千万円の損害賠償を求めて提訴した。

原審は、ボールを蹴った当時小学生だったBの過失を認め、その両親であるYらは、ゴールに向けてサッカーボールを蹴らないよう指導する監督義務があり、Yらはこれを怠ったなどとして、Xらの民法714条1項（監督義務）に基づく損害賠償請求の一部（約1,100万円の損害賠償）を認容したため、Yらが上告した。

II 主たる争点及び当事者の主張

本件の争点は、小学校の校庭から蹴り出されたサッカーボールが原因で交通事故が起きた場合に、ボールを蹴った11歳の小学生の両親Yらは、民法714条の監督義務者として事故の被害者Aの遺族Yらに損害賠償をする責任はあるのかどうかである。

Xらの主張とこれを認めた第二審判決は、本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ることはその後方にある本件道路に向けて蹴ることになり、蹴り方次第ではボールが本件道路に飛び出す危険性があるから、Yらにはこのような場所では周囲に危険が及ぶような行為をしないよう指導する義務、すなわち、本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴らないよう指導する監督義務があり、Yらはこれを怠ったなどとして、Xの遺族は、Yらに対して民法714条1項に基づく損害賠償責任を追及した。これに対して、Yらは、Xらの主張を争った。

最高裁は、Yらの主張を認め、以下のよう
に判断した。

第1に、満11歳の男子児童であるBが本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったことは、ボールが本件道路に転がり出る可能性があり、本件道路を通行する第三者との関係では危険性を有する行為であったということが出来るものではあるが、Bは、友人らと共に、放課後、児童らのために開放されていた本件校庭において、使用可能な状態で設置さ

れていた本件ゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、このようなBの行為自体は、本件ゴールの後方に本件道路があることを考慮に入れても、本件校庭の日常的な使用方法として通常の行為であるとして、Bの行為が、「日常的な行為」とであると判断した。

第2に、本件ゴールにはゴールネットが張られ、その後方約10mの場所には本件校庭の南端に沿って南門及びネットフェンスが設置され、これらと本件道路との間には幅約1.8mの側溝があったのであり、本件ゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが本件道路上に出ることが常態であったものはみられない。本件事故は、Bが本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったところ、ボールが南門の門扉の上を越えて南門の前に架けられた橋の上を転がり、本件道路上に出たことにより、折から同所を進行していたAがこれを避けようとして生じたものであって、Bが、殊更に本件道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれな
いとして、本件事故は、当事者にとって「予想できない事故」とであると判断した。

第3に、その上で、Yらは、「危険な行為に及ばないよう日ごろから通常のしつけを行っていた」のであるから、監督義務者としての義務を怠らなかつたというべきであるとし、原審判決を取消し、Xらの請求を棄却した。



Ⅲ 判決の要旨

責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にない子の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があると解されるが、本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実に照らすと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。また、親権者の直接的な監視下にない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。

Bの父母であるYらは、危険な行為に及ばないように日頃からBに通常のしつけをしていたというのであり、Bの本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があったこともうかがわれない。そうすると、本件の事実関係に照らせば、Yらは、民法714条1項の監督義務者としての義務を怠らなかったというべきである。

Ⅳ 評 釈

本判決を速報した朝日新聞は、「民法は、子どもが事故を起こした場合、親などが監督責任を怠っていれば代わりに賠償責任を負う

と定めている。これまでの類似の訴訟では、被害者を救済する観点から、ほぼ無条件に親の監督責任が認められてきた。今回の最高裁の判断は、親の責任を限定するもので、同様の争いに今後影響を与える」と報じている。

本判決は、一見したところでは、新聞報道されたように、民法714条第1項ただし書き、すなわち、「監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」という免責事由を認めたように見える。

確かに、本件は、通常では事故が起こることが予想できない未成年者の「日常的な行為」によって、重大な損害が生じたという特異な事案ではある。しかし、たとえ、そのような特異な事例だったとしても、最高裁が認定した「危険な行為に及ばないように日頃から通常のしつけをしていた」という程度の抽象的な事実の立証で、民法714条の監督者責任が免責されるということになると、今後は、ほとんどの未成年事例で、監督義務者が免責されることになりかねない。

従来判例の動向と本判例とを総合的に解釈し、民法714条1項における免責事由は、今後も、具体的な立証が必要であると考えられるならば、本判決は、「危険な行為に及ばないように日頃から通常のしつけをしていた」という単純な事由によって免責されたのではなく、以下に述べるように、責任無能力者の行為と第三者に生じた損害との間に、民法416

条にいわゆる相当因果関係が認められなかったからであると解釈するのが合理的であると思われる。

最高裁は、本件において、民法714条の監督責任が免責される条件として、第1に、「日常的な行為のなかで起きた予想できない事故である」こと、第2に、事故時に直接監督をしていない監督義務者が、「危険な行為に及ばないよう日ごろから通常のしつけを行っていた」という二つの条件を挙げている。

このことは、一見したところでは、民法714条1項ただし書きの免責事由が認められたように見えるが、相当因果関係の立場に立つならば、民法416条における損害賠償の範囲外の損害であるということと趣旨が同じであると解釈することができる。なぜなら、日常的な行為から起きた予想できない事故は、民法416条1項の通常事情から生じた通常損害ではなく、特別事情から生じた損害であるため、当事者が予見できない場合には、民法416条2項によって、損害賠償責任が生じないからである。

つまり、本件の場合には、そもそも、Bの行為（サッカーボールのフリーキックの練習行為）と、Aの損害（肺炎による死亡）との間には、事実的な因果関係はあるものの、相当因果関係は存在しないために、Yらは、損害賠償責任を負わない事例だったということになる。その上で、最高裁が、監督義務者が「危険な行為に及ばないよう日ごろから通常の

しつけを行っていた」ことを、損害賠償を負わない要件として追加したのは、民法714条の免責要件の立証としてではなく、通常事情から生じた特別損害あることを明確にする要件として認定したものと考えるべきであろう。

このように考えると、本件において、民法714条1項の免責事由について、その証明が容易となったと考えるのは、早計であると思われる（法セミ725号10頁参照）。

なお、本件の場合、XらのYらに対する請求は棄却されたのであるが、そうすると、Xらは、誰の責任も追及できないのかどうかについて、簡単に触れておく。

本件事故は、交通事故とともに、学校事故としての性質をも有しているのであるから、責任の追及の可能性があるとすれば、それは、フリーキックの練習でボールが道路に飛び出すような環境を作り出した公立学校に対して、国家賠償法2条の営造物責任を追及する方法が考えられる。

本稿は、民法714条の監督者責任について考察することを主眼としており、国家賠償責任については、詳しく論じることはできないが、もしも、フリーキックの練習でボールがフェンスを越えることが予見できる状況であったとすると、営造物の設置・保存の瑕疵が存在する可能性も否定できないため、この方法によって、公立小学校を運営している今治市の責任を追及することも可能であったと思われる。

日本税理士会連合会監修
税理士のための税務特化情報誌

旬刊 速報 税理

<http://tax.gyosei.jp>

2015
8 / 1 号



きょうせい

Tax Zoom in

対象書類の金額基準撤廃で 利用進むか!? スキャナ保存

電子申告時の添付書類のPDF提出のほうは
来年4月に法人税等から

／ 1

今旬の動向

財産債務調書の記載等の通達、 FAQを公表

／ 8

納税猶予適用資産を譲渡等すれば、 猶予期限が確定

／ 10

関連法人株式等は、株式取得の原因に応じて判定

／ 11

監査を受けていない知的財産権の使用料も対象に

／ 12

国外居住親族は学術・技芸の習得者の居住地で推定

／ 13

固資産減額特例から除外される特定空家の判定基準

／ 14

特別資料

財産債務調書の提出制度 (FAQ) (1)

／ 28

PDF版 は専用ホームページに **無料** 掲載中

▶ 詳細は47頁

コンテンツ

今旬の事件 未払使用人賞与の前事業年度への損金算入を否定

／ 6

税務の判断力 交際費と販売促進費の接点

／ 16

節税ワンポイント・アドバイス 事業に至らない業務用資産の
災害損失には雑損控除も

／ 18

相続税物語 夫婦間の低額譲渡

／ 20

間接税今昔物語 諸外国の税率

／ 23

国際税務入門講座 復興特別所得税と租税条約の適用関係

／ 26

条説 税理士法案内 税理士法人制度②

／ 38

ブラッシュアップ判例・裁決例

ボールよけ転倒死と損害賠償 (民法)

／ 40

会社法務の実務ポイント 配当の手続き

／ 44